

平成30年10月25日  
病 院 局  
保 健 福 祉 局

## 「地方独立行政法人北九州市立病院機構中期目標（案）」に対する 市民意見提出手続の実施結果等について

### 1 第3回評価委員会の開催結果について

- (1) 開催日時 平成30年8月27日（月）15：30～16：30
- (2) 開催場所 北九州国際展示場・AIMビル3F 314・315会議室
- (3) 会議要旨 中期目標（案）について了承 ※詳細は別紙1参照
- (4) 配布資料 別添のとおり（次第、資料1～4、参考資料1）

### 2 中期目標（案）に対する市民意見提出手続の実施結果について

- (1) 募集期間 平成30年9月3日から平成30年10月2日まで
- (2) 提出意見 4件
- (3) 市民意見の内容 別紙2のとおり  
と市の考え方

### 3 中期目標（案）の文言修正について

別紙3のとおり

### 4 今後の予定

- 10月29日 第4回評価委員会の開催  
開催日時 平成30年10月29日 15：30～17：00  
開催場所 北九州国際展示場・AIMビル3F 314・315会議室  
議 題 ○中期目標（修正版）について  
○中期計画（たたき台）について
- 11月2日 保健病院委員会への報告  
○中期目標（最終案）について  
○第4回評価委員会の開催結果
- 12 月 市議会12月定例会に独法化関連議案を上程  
○中期目標、職員引継ぎ条例、法人に承継させる権利、病院局の廃止に伴う関係条例等の改廃等

**第3回「地方独立行政法人北九州市立病院機構評価委員会」の開催結果について**

- 1 開催日時** 平成30年8月27日（月）15:30～16:30
- 2 開催場所** 北九州国際展示場・AIMビル3階 314・315会議室
- 3 出席者** 近藤委員長、赤木委員、小松委員、下河邊委員、田中委員、花岡委員、松木委員、吉田委員
- 4 内容** 中期目標（案）について
- 5 会議要旨**

## ○吉田委員（よしだ小児科医院・理事長）

医療センター、八幡病院ともに、専門性を伸ばすことは良いことだが、患者が「受診したい」と思う雰囲気を作るには、医療スタッフがその気で当たらないと駄目だと思う。特に、患者への細やかな目配りや声掛けは大事だが、医療センターの外来ではやや足りない面があるのではないかと感じている。例えば、外来全体を見回って待ち患者の体調などに気配りできるような看護師の配置を検討してはどうか。

高度な医療だけではなく、患者に「受診したい」と思わせることが大事だと思う。

## ○田中委員（下関市立市民病院・理事長）

独法化すると柔軟な病院運営が可能となるが、中期目標をあまり厳しく設定されると、目標達成に必死になり、評価や報告書の事務作業が増えてしまう面がある。

そういう意味では、今回の中期目標（案）は、ちょうど良いバランスだと思う。

## ○花岡委員（福岡県看護協会・会長）

今回の中期目標（案）は、病院運営全般が網羅されたものと評価している。

患者に選ばれる病院になることが最終的な質の評価になると思う。職員の人となりや患者を呼ぶのであり、最前線にいる職員の意識を変えるためには、リーダーシップやマネジメントが大事になる。一方、職員が病院のために何かをやろうというふうに意識が変わるには、病院から大事にされていると思える職場にする必要があり、リーダーシップとメンバーシップ双方の関係が大事になると思う。

また、中期計画の段階の作業になると思うが、独法化後は、職員みんなが理解して共有できるような分かりやすい数値目標などを設定することがとても大事だと思う。

## ○小松委員（北九州手をつなぐ育成会・理事長）

中期目標の期間については、市の案のとおり「5年」が妥当だと思う。

また、今回の中期目標（案）については、評価委員の意見も取り入れられており、非常に良いものができたと評価している。

独法化後は、経営改善も重要だが、病院スタッフが一丸となって病院を作っていくという意識が大事であり、病院に対する愛着心が醸成されることも大事である。

そういう意味では、「市民・地域医療機関からの信頼の確保」として、患者サービスの向上を目標に具体的に掲げたことは非常に素晴らしいことだと思う。

独法化を契機として、理事長のリーダーシップの下、患者から評価されるより良い病院になることを期待している。

○赤木委員（全国地方独立行政法人病院協議会・事務局長）

災害時の医療について、「病院自体が被災することも想定して対応策を準備すること」が中期目標に明記されたことは大変良いことだと思う。

中期目標（案）はこれで良いと思うが、「独法化して何が変わったのか」ということが独法化後は議論になると思う。そのため、今後作成する中期計画については、例えば、未収金発生の予防策や悪質な滞納者への対策をどうするか、また、これまで市職員が定期異動していた事務職員の人材育成などについても記載する方向で検討して欲しい。

○松木委員（松木公認会計士税理士事務所・所長）

今回の中期目標（案）は、細か過ぎず大まか過ぎず、スマートな良い内容だと思う。

現在、病院局の過去数年の財務諸表を決算資料等でチェックしているが、今後の中期計画の作成にあたって気になることが2点ある。

1つは、独法化後は、病院局の資産や負債が法人に引き継がれることになると思うが、例えば、借入金の支払利息について、今後の利率の変動等にどう対応していくのか。

もう一つは、看護専門学校について、学校単体の収支状況がどうなっているのか。

今後、中期計画を議論する中で、明らかにしていただきたい。

○下河邊委員（北九州市医師会・会長）

この中期目標（案）が実行されるよう願っている。

独法化後は、2つの病院の質を担保しながら、いかに患者目線で運営するか、2つの病院をいかに機能分化していくか、地域医療の中でどうポジショニングを取っていくかが課題だと考えている。

○近藤委員長（北九州市立大学・特任教授・前学長）

独法化後は、患者や市民に選ばれる病院になるためのマネジメントが必要だということは、評価委員会として、是非新しい理事長や院長に伝えるようにしたいと思う。

また、今回、委員からは、中期計画に関連する意見や要望がいくつか上がっていたので、事務局は、今後議論できるように準備していただきたい。

今回、提示された中期目標（案）については、大きなご異論はなく、これで固まったと認識している。評価委員会として了承した形でもよろしいか。

<委員一同「異議なし」>

それでは、今回の中期目標（案）については、評価委員会として了解したこととする。

## 「北九州市立病院機構 中期目標(案)」に対する市民意見と市の考え方

## 【意見の内容】

- ① 中期目標の主旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- ② 中期目標の今後の進め方等に対する考えを述べた意見
- ③ 中期目標の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- ④ その他の意見

## 【意見の反映結果】

- ① 中期目標に記載済、または目標期間中に実施予定
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
<b>「第2-3-(1) 人材の確保・育成」に関するもの</b>				
1	2015年にくも膜下出血のため、市立八幡病院で手当を受けたが、その後、医師不足のため脳神経外科の対応ができなくなっていたことに驚いた。私のように脳卒中は診察時間外に発症することが多いため、24時間体制で対応することが求められる。	市立病院として医療の質を確保するためには、医師の確保は非常に重要だと考えています。そのため、中期目標(案)においても、「人材の確保・育成(第2-3-(1))」の項において、医師の確保について明記しています。 なお、八幡病院においては、平成29年度の一時期は脳神経外科医師が不足していましたが、平成30年度は脳神経外科医師を確保しており、現在は24時間対応が可能となっています。	②	①
<b>「第2-4-(2) 地域医療機関との連携」に関するもの</b>				
2	JCHO(地域医療機能推進機構)や国立病院機構のような大規模な公的病院では、本部の意向が大きく働くため、地域医療機関との役割分担が難しい状況にある。 市立病院も独法化すれば、こうした大規模な公的病院のようになるのではないか。	市立病院は、北九州区域において、政策医療を中心として市民に必要な医療を提供していくことが使命であり、地域医療機関との連携や役割分担が不可欠であると考えています。 そのため、中期目標(案)においても、「地域医療機関との連携(第2-4-(2))」の項において、地域の医療機関に信頼される病院を目指すよう明記しています。 独法化後も、市立病院として地域医療機関との連携や役割分担に努めてまいります。	②	①
<b>「第3-1-(2) 適切な診療報酬の確保」に関するもの</b>				
3	市立病院の未収金対策はどうなっているのか。 独法化後、未収金対策がおろそかにならないようにしていただきたい。	市立病院における未収金については、各病院に専任職員を置き、公費負担制度などの周知を行い、発生抑制に努めるとともに、発生段階で速やかに電話催告や訪問徴収を行うなど、適切な対策を講じているところです。 独法化後も、適切な未収金対策に努めてまいります。	②	①
<b>「第5-1 看護専門学校の運営」に関するもの</b>				
4	市立看護専門学校については、少子高齢化という社会事情を踏まえ、存続すべきである。	市立看護専門学校については、市立病院独法化後は、法人が運営を行うこととしており、中期目標(案)においても、「看護専門学校の運営(第5-1)」の項において、その旨明記しています。 独法化後も、看護専門学校の効率的な運営に努めてまいります。	②	①

## 北九州市立病院機構 中期目標（案）の文言修正について

### 1 「医業収支」を「営業収支」に修正

《修正理由》 独法化後は地方独立行政法人会計基準が適用されるため、法人本部を含めた病院全体の本業の収支を示す指標としては、「医業収支」ではなく「営業収支」となることから、文言を修正するもの。

《修正文案》 ○第3-1-（1）病床利用率の向上

政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の営業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。

○第4-1 財務基盤の安定化

イ 中期目標期間における営業収支及び経常収支の黒字化を実現すること。

### 2 その他、送り仮名等形式的な修正

## 地方独立行政法人北九州市立病院機構 中期目標（修正版）

### 前文

#### 1 地方独立行政法人化に至った経緯

北九州市（以下「市」という。）では、平成27年3月に国が示した「新公立病院改革ガイドライン」を受けて、「新公立病院改革プラン」を策定するため、外部の有識者で構成する「市立病院のあり方検討会議」を立ち上げ、市立病院の経営形態、地域医療構想を踏まえた市立病院の役割等について、段階的に議論を深めてきた。

こうした議論を踏まえ、平成29年10月に「新北九州市病院事業経営改革プラン」を策定し、その中で、北九州市立医療センター（以下「医療センター」という。）及び北九州市立八幡病院（以下「八幡病院」という。）については、「平成31年4月の地方独立行政法人化」を目指すこととなった。

これを受けて、平成30年3月に「地方独立行政法人北九州市立病院機構定款」が北九州市議会において議決されたことから、今般医療センター、八幡病院及び看護専門学校を所管する地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「法人」という。）を設立することとした。

#### 2 設立団体として法人に求めるもの

##### (1) 地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な運営

現在、医療センター及び八幡病院は、政策医療として、周産期、感染症及び小児救急を含む救急医療を担うほか、医療センターはがん診療において、八幡病院は小児医療において、それぞれ区域内有数の実績を示しているなど、重要な役割を果たしている。

法人には、医療センター及び八幡病院において、こうした政策医療を着実に実施しつつ、理事長のリーダーシップの下、地方独立行政法人制度の特長を活かした自立的な病院運営を行うことを期待する。

##### (2) 地域医療構想の実現に向けた機能分化・連携

平成29年3月に福岡県が策定した地域医療構想では、北九州医療圏は、医療資源は豊富であり、医療提供体制は全般的に充実しているものの、今後の医療需要の変化に適切に対応していく必要があるとされている。

地域医療構想の実現に当たっては、地域の医療資源の効率的な活用が重要であることから、法人には、医療センターと八幡病院の機能分化と連携強化を推進するとともに、地域の医療機関との役割分担と連携に取り組むことを期待する。

### 3 中期目標の位置付け

この中期目標は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条の規定に基づき、法人が病院事業を実施するに当たって達成すべき業務運営に関する目標について、法人の設立団体の長である北九州市長が北九州市議会の議決を経て定めるものであり、法人においては、この中期目標を実現するための具体策、数値目標等を盛り込んだ中期計画を策定するよう、北九州市長として指示するものである。

## 第1 中期目標の期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間とする。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 政策医療の着実な実施

法人が担うべき政策医療については、次に掲げる「感染症医療」、「周産期医療」、「小児救急を含む救急医療」及び「災害時における医療」とする。

政策医療の提供については、可能な限り効果的かつ効率的な運営に努めること

医療需要の変化により政策医療の提供体制の見直しが必要と判断される場合は、市と十分協議すること。

#### (1) 感染症医療

医療センターにおいて、「第2種指定感染症医療機関」としての役割を果たすこと。

#### (2) 周産期医療

医療センターにおいて、「周産期母子医療センター」として、高度で専門的な医療を提供すること。

#### (3) 小児救急を含む救急医療

八幡病院において、「救命救急センター」及び「小児救急センター」としての役割を果たすこと。

#### (4) 災害時における医療

ア 八幡病院において、市及び北九州市医師会との連携の下、施設や設備面の機能を活かし、市内の「災害拠点病院」の統括病院としての役割を果たすこと。

イ 医療センター及び八幡病院において、「災害拠点病院」としての役割を果たすこと。

ウ 災害時における医療提供については、病院自体が被災することも想定して対応策を準備すること。

## 2 各病院の特色を活かした医療の充実

政策医療に加え、次に掲げる医療センター及び八幡病院の特色を活かした高度で専門的な医療を提供すること。

### (1) 医療センター

ア がん医療について、「地域がん診療連携拠点病院」として、高度で専門的な医療を提供すること。

イ がん患者や家族の支援機能を充実させること。

ウ がん医療に関する地域医療機関との連携の強化に努めること。

エ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

### (2) 八幡病院

ア 小児医療について、「小児救急・小児総合医療センター」を中心に、診療機能の充実を図ること。

イ 小児医療に関する障害者や家族に対する医療面での支援の充実に取り組むこと。

ウ その他地域の医療状況を踏まえ、市立病院として必要とされる医療を提供すること。

## 3 医療の質の確保

### (1) 人材の確保・育成

ア 医師をはじめとする優秀な医療スタッフの確保に努めること。

イ 特に、医師の確保に当たっては、大学医局との連携強化、臨床研修の充実等に努めること。

ウ 医療スタッフの専門性や医療技術向上のため、先進的な事例や取組を習得できる教育研修制度を充実させること。

### (2) 医療の質の確保・向上

ア 医療の多様化や複雑化に対応するため、医療スタッフが診療科や職域を超えて連携できる「チーム医療」の推進に取り組むこと。

イ 良質な医療を効率的に提供するため、クリニカルパスの活用等による医療の標準化に取り組むこと。

ウ 医療需要の変化や医療の高度化に的確に対応するため、法人の経営状況を踏まえつつ、高度な医療機器の整備、更新等を計画的に進めること。

### (3) 医療安全の徹底

安全で安心な医療を提供するため、医療事故、院内感染等の医療の安全を脅かす事象に関する情報収集、分析を行い、適切な予防策を講じること。

#### (4) 医療に関する調査・研究

高度で先進的な医療の提供に向けて、医療に関する調査、研究に積極的に取り組むこと。

### 4 市民・地域医療機関からの信頼の確保

#### (1) 患者サービスの向上

- ① 患者目線での病院運営の徹底
  - ア 患者や家族のニーズを的確に把握し、市民から信頼される病院を目指すこと。
  - イ 職員が患者満足度調査等の情報を共有し、病院全体で患者満足度の向上に努めること。
- ② 快適な院内環境の整備
  - ア 施設や設備面での快適性を向上させること。
  - イ 患者や家族の利便性を向上させること。
- ③ 患者や市民への情報提供
  - ア 診療内容、治療実績等の情報発信に積極的に取り組むこと。
  - イ 市民の健康増進に向けた取組を進めること。

#### (2) 地域の医療機関等との連携

- ア 地域の医療機関のニーズと役割を把握し、地域の医療機関に信頼される病院を目指すこと。
- イ 地域医療支援病院として求められる役割を着実に果たすこと。
- ウ 医療センターと八幡病院の機能分化や連携を深めること。

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

### 1 収入増加・確保対策

#### (1) 病床利用率の向上

政策医療等に関する病床を除く一般病床については、法人全体の営業収支及び経常収支の黒字化を前提とした病床利用率の数値目標を設定し、その目標達成に向けて各病院全体で取り組むこと。

#### (2) 適切な診療報酬の確保

- ア 複雑化する診療報酬制度に対応するため、医療事務の処理能力を強化すること。
- イ 全職員が診療報酬制度への理解を深めるとともに、診療機能の強化につながる施設基準の取得を積極的に検討するなど、適切な診療報酬の確保に向けて不断に取り組むこと。

## 2 経費節減・抑制対策

### (1) コスト節減の推進

- ア 地方独立行政法人制度の特長を活かした契約制度の導入に取り組むこと。
- イ 法人全体で業務の抜本的な見直しに取り組むこと。

### (2) 医療機器等の有効活用及び計画的な整備

- ア 医療機器等については、費用対効果等を勘案して稼働率の向上に努めること。
- イ 医療機器をはじめとする高額な機械設備、情報システム等の新規導入及び更新に当たっては、法人全体で効率的かつ計画的に取り組むこと。

## 3 自立的な業務運営体制の構築

### (1) マネジメント体制の確立

- ア 病院経営を取り巻く環境の変化に迅速かつ的確に対応していくため、理事長のリーダーシップの下、理事会を中心とした主体的かつ機動的な意思決定システムを構築すること。
- イ 各病院においては、院長以下、全ての職員が一丸となって病院運営にあたることのできる組織風土づくりに取り組むこと。

### (2) 職員の経営意識の向上

- ア 職員の経営感覚を高めるための取組を進めること。
- イ 職員自らが業務改善に積極的に取り組むこと。

### (3) 法令・行動規範の遵守等

- ア 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、法人職員としての行動規範と倫理を確立すること。
- イ ガバナンス強化の観点から、内部統制の仕組みを整備すること。

## 4 職場環境の充実

- ア 働き方改革の観点から、病院の実態に即した職員が働きやすい職場環境づくりに努めること。
- イ 職員のやりがいや満足度の向上に努めること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 財務基盤の安定化

- ア 政策医療を着実に提供しつつ、地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的な病院運営を行うことにより、財務基盤を安定化させること。
- イ 中期目標期間における営業収支及び経常収支の黒字化を実現すること。
- ウ 大規模な設備投資等に伴う資金の借入れ、返済等、長期的な資金収支の均衡を図ること。

### 2 運営費負担金のあり方

政策医療の実施等に対する運営費負担金については、法人の経営状況を見ながら、国が示す基準等に基づいて適切に行うこととするが、法人としては、経営効率化の観点から可能な限り自立した経営を目指すこと。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

### 1 看護専門学校運営

- ア 地域の看護師養成機関として、優秀な人材の育成に取り組むこと。
- イ 教育の質を確保しつつ、効率的な運営に努めること。
- ウ 将来的な看護専門学校のあり方については、市と十分協議すること。

### 2 施設・設備の老朽化対策

建築後25年以上を経過している医療センターの老朽化対策等、大規模な投資が必要な事案については、将来的な政策医療の提供体制に関する検討結果等を踏まえる必要があることから、市と十分協議すること。

### 3 市政への協力

- ア 地域包括ケアシステムの構築や障害者医療への支援体制づくりなど、市が進める保健、医療、福祉及び介護に関する施策について、積極的な役割を果たすこと。
- イ 災害発生時やその他の緊急時の医療提供体制については、「北九州市地域防災計画」や北九州市災害対策本部の決定等に基づき、北九州市医師会と連携し、適切な役割を果たすこと。
- ウ その他、市からの協力要請については、積極的に対応すること。